開会　午前１０時００分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君）　おはようございます。

　　ただいまの出席議員数は11人であります。

　　よって、定足数に達しております。

　　ただいまから平成29年第６回小坂町議会定例会を開会いたします。

　　直ちに本日の会議を開きます。

────────────────────────────────────────────

◎諸般の報告

○議長（目時重雄君）　日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

　　今期定例会において、８月29日開催の議会運営委員会までに受理した陳情はお手元に配付の陳情の写しのとおりであり、陳情第５号　地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての陳情は総務福祉常任委員会に、陳情第６号　「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情は産業教育常任委員会にそれぞれ付託いたしましたので、ご報告いたします。

────────────────────────────────────────────

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

　　会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、10番、小笠原憲昭君、11番、熊谷聴君を指名いたします。

────────────────────────────────────────────

◎会期の決定について

○議長（目時重雄君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

　　会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

　　委員長。

○議会運営委員長（椿谷竹治君）　おはようございます。

　　平成29年第６回小坂町議会定例会の運営について、８月29日に議会運営委員会を開催いたしました。

　　本定例会に係る案件ですが、平成28年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定１件、報告１件、条例の一部改正２件、平成29年度一般会計と国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、水道事業会計の補正予算合わせて５件の議案７件、陳情２件であります。また、一般質問の通告は４名でした。

　　したがいまして、会期は９月５日を初日とし、本会議、６日一般質問、９日、10日の土日を休会として挟みまして、７日から11日を決算特別委員会、12日常任委員会、13日、14日は事務整理のため休会、９月15日に最終日、本会議とする11日間と運営委員会より提案いたします。

　　なお、最終日に追加議案が予定されていることから、11日決算特別委員会終了後に運営委員会の開催を予定しております。

　　以上でございます。

○議長（目時重雄君）　お諮りいたします。

　　本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員長の報告のとおり、本日から９月15日までの11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、本定例会の会期は11日間と決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎町政報告及び教育行政に関する報告について

○議長（目時重雄君）　日程第３、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長から発言を求められております。この際、発言を許可いたします。

　　まず、町長からお受けいたします。

　　町長。

○町長（細越　満君）　おはようございます。

　　本日は、第６回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中、ご参会を賜り、まことにありがとうございます。

　　本日提出いたしますのは、決算の認定１件と報告１件、議案として条例の一部改正２件、補正予算５件の計９件であります。なお、会期中に人事案件を提案したいと考えております。いずれの議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

　　それでは、議案の審議に先立ちまして、６月定例会後の町政諸般についてご報告いたします。

　　初めに、平成29年度普通交付税交付額の決定についてご報告申し上げます。

　　総務省は、７月25日に各地方公共団体に対する普通交付税の交付額等を決定し、同日、平成29年度普通交付税大綱について閣議報告をいたしました。

　　全国の市町村分のうち、財源不足団体の対前年度当初算定比は、普通交付税交付決定額で0.6％の減、臨時財政対策債発行可能額で13.0％の増で、合わせた実質的な交付税は1.9％の増となっております。

　　秋田県における市町村分の対前年度当初算定比は、普通交付税交付決定額で3.5％の減、臨時財政対策債発行可能額で1.9％の増で、合わせた実質的な交付税は3.1％の減となっております。

　　小坂町においては、普通交付税交付決定額は17億412万6,000円で、前年度当初算定額14億9,407万2,000円と比較し、２億1,005万4,000円、14.1％と大幅な増となっております。また、臨時財政対策債発行可能額は、１億2,358万9,000円で、対前年度比2,439万4,000円、24.6％の増となりました。この２つを合わせた実質的な交付税では、対前年度比２億3,444万8,000円、14.7％の増となっています。

　　当町の場合、基準財政需要額では、国の地方財政計画に基づく地域経済・雇用対策費及び包括算定経費の減と臨時財政対策債振替相当額が増となったものの、公債費において平成25年度に発行した明治百年通りにぎわい創出事業等に係る過疎対策事業債の元利償還金の増に伴い、交付税措置分70％相当額について6,230万7,000円の増となったことなどから、総額で対前年度比1,477万円の減にとどまりました。基準財政収入額では、平成28年度算定において、法人税割額が過大に算定されたことから、その精算措置がなされるなど、この税目の基準税額は２億3,321万9,000円の減となり、総額で対前年度比２億2,473万3,000円の減となっております。

　　小坂町における普通交付税交付額の大幅な増については、過疎対策償還金の増と法人税割の算定額の減がその主な要因であります。

　　臨時財政対策債は、地方財源の不足に対処するため、地方財政法の特例として発行するもので、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入されます。

　　平成29年度予算において、普通交付税額は15億円、臨時財政対策債は１億1,000万円を計上していたことから、これらを合わせた留保財源は２億1,771万5,000円となっております。

　　以上、平成29年度の普通交付税の交付額等の決定についてご報告いたします。

　　次に、交通死亡事故発生抑止1,500日達成についてご報告申し上げます。

　　町では、平成25年６月２日に交通死亡事故が発生して以来、交通死亡事故は発生しておらず、７月11日で1,500日が経過しました。この交通死亡事故抑止1,500日を達成したことに対し、去る８月８日に秋田県知事表彰と、秋田県警本部長顕彰を受賞しました。

　　今回の受賞は、町民一人一人が交通死亡事故発生抑止への努力を日々重ねてきた結果であり、町としても大変誇りに思っております。

　　町では、悲惨な交通死亡事故を撲滅するため、春、夏、秋、歳末と時期折々に、警察、交通協会、自治会、学校等の関係団体と行政が協力し合いながら、交通安全思想の普及と注意喚起を継続的に実施してまいりました。こういったことが交通死亡事故発生ゼロの積み重ねにつながってきたものと考えております。

　　このたびの記録達成は、町民の交通安全意識が非常に高く、そしてそれが深く浸透していることのあらわれだと感じております。今後も町全体として交通安全推進のための努力を継続し、死亡事故発生ゼロの記録を積み重ねてまいりたいと考えております。そして、来年11月末ごろに達成される交通死亡事故発生抑止2,000日を当面の目標として、その達成に向かって町民全体で協力し合いながら、交通安全運動を実施してまいる所存でございます。

　　次に、菜種の収穫と菜の花の作付の見通しについてご報告いたします。

　　ことしの転作田における菜種の収穫は、刈り取り面積が約1.5haで、昨年比68％となりました。これは、連作障害対策等の対応によるソバ等への作付転換が加速したことや、国の経営所得安定対策等に対応した飼料用米への作付転換がされたことにより、菜種作付面積が減少したことによるものと考えております。

　　また、畑地の収穫は、刈り取り面積が5.9haで、昨年比86％となりました。これは、作付地の一部において、地力不足等により生育状況が十分でない圃場があったことによるものでございます。なお、収穫量については、転作田分及び畑地分ともに現在、取りまとめ中でございます。また、今年度の秋の転作田への作付予定面積約4.5haと、昨年より2.1ha増加しております。

　　水田活用の菜の花栽培に伴う排水対策には限界があり、収量がなかなか上がらないため、菜の花の作付は年々減少傾向にありますが、町では畑地での作付も含め、資源循環農業の取り組みを拡大するとともに、農家の所得向上が図られるよう事業を推進してまいります。

　　次に、普通共用林野の運営状況についてご報告申し上げます。

　　関門設置場所につきましては、ことしも樹海ライン沿いの５カ所で実施いたしました。

　　徴収期間は５月25日から６月20までの27日間でありました。

　　期間中の入林者数につきましては、延べ人数で町外者3,324名、町内者593名、計3,917名という結果となり、これを昨年の実績と比べますと、町外者は130名の減、町内者は173名の減、計303名の減となりました。

　　なお、入林許可証は、337名の町民に交付しております。

　　収支状況につきましては、年度途中であることから、決算見込みとして報告を受けておりますが、収入が338万円に対し、支出は約357万円、およそ19万円ほどの赤字となる見込みでございます。

　　次に、水稲の生育状況についてご報告申し上げます。

　　鹿角地域振興局農林部農林振興普及課の調査によりますと、ことしの水稲につきましては、田植え終了後の６月上旬に断続的な降雨や一時的な低温等があったものの、その後、６月下旬以降の気象はおおむね良好に推移したことから、出穂期は平年より早い８月３日となりました。しかし、その後の低温で穂ぞろえ期までに日数を要した圃場が目立ちました。８月16日に実施した水稲定点調査では、１㎡当たり穂数が472本で平年比99％、１穂当たり着粒数は65.6粒で平年比97％、１㎡当たりの総もみ数は３万924粒で平年比96％となり、平年よりやや少ない状況であります。

　　病害虫につきましては、斑点米カメムシ類が水田内にヒエ等の雑草が発生している圃場で多数多発している状況であります。

　　町及び関係機関では、カドミウム汚染米防止のための湛水管理終了後は、収穫に向けて圃場の排水を確実に行い、刈り取り適期を逃さないよう良質米生産へ向けて注意を喚起してまいります。

　　次に、熊の目撃情報、被害状況についてご報告申し上げます。

　　８月17日現在において、本町での熊の目撃通報件数は32件となっており、このうち２件は養蜂箱が被害を受けております。熊の個体数が増加しているほか、昨年の鹿角市での人身被害による影響で、町民の熊に対する警戒が強まったことで、目撃通報件数が例年より増加しております。

　　町では通報を受け、鹿角警察署や小坂町猟友会と情報連絡をとり、状況確認とともに、メール配信や近くの自治会にチラシ等で注意を呼びかけております。また、猟友会と相談の上、捕獲用のおりの設置について、鹿角振興局に許可申請を行い、許可後、猟友会からおりの設置と見回りについて協力をいただいておるところでございます。

　　なお、現在、おりはことし７月に新たにおりを１基購入し、町で所有するおりが３基となり、猟友会が個人で所有している方から借用しているものを含め、４カ所に設置しております。

　　捕獲頭数については、６月５日小坂魁地区で１頭、６月27日十和田湖和井内地区で１頭、７月６日魁地区で１頭、７月30日小坂パーキング付近で１頭、計４頭を捕獲しております。

　　木の実等、山の食料が不足してきているようで、食べ物を求めて人里におりてきているようであります。被害に遭わないためには、町民一人一人の注意が大事となりますが、全県的に熊の目撃通報や被害通報が多いことから、町では鹿角警察署や猟友会と協力し、これまで以上に注意喚起の呼びかけを広報や看板、メール配信等により行ってまいります。

　　次に、国際交流員の交代についてご報告申し上げます。

　　国際交流員として活躍してきましたベンジャミン・ブロックさんが１年間の勤務を終了し、７月24日にアメリカに帰国されました。

　　赴任期間は主に国際交流協会の事業活動に対する助言や参画など、幅広く町の国際化に貢献していただきました。帰国してからは、日本の言語学について勉強したいとのことですので、小坂町での経験が今後の活動に役立つことを願っております。

　　後任者で13代目の国際交流員ケンハオ・イーさんは、アメリカ、カリフォルニア州の州都サクラメント出身の27歳であります。去る７月30日に来日し、８月３日に着任いたしました。

　　日本のアニメや音楽を通じて独学で日本語を勉強してきた努力家で、ぜひとも日本で仕事や生活しながら、町の国際化に貢献したいと意欲的であります。

　　既に着任後には、七夕祭りへの参加や英会話教室など、地元の方々との交流をスタートさせております。

　　また、自然豊かな環境が好きということですので、ぜひとも小坂町の自然を体験いただき、海外に情報発信していただきたいと思います。

　　日本語も堪能で非常に明るく親しみやすい好青年ですので、皆様には気楽にケンさんと声をかけて交流していただきますようよろしくお願いをいたします。

　　次に、台湾トップセールスについてご報告申し上げます。

　　去る８月21日から25日まで、秋田県知事及び県内各自治体の首長とともに、台湾トップセールスに参加してきました。

　　今回の訪台では、秋田県知事とともに、過去に秋田空港でチャーター便の運航実績がある台湾大手航空会社３社への訪問や、昨年秋田県との国際交流協力覚書を締結いたしました高雄市政府機関の訪問を通じて、観光資源を強く情報発信するとともに、貿易や経済、教育旅行などを含めた相互交流を推進するため、懇談を深めてまいりました。

　　また、一般社団法人秋田犬ツーリズムで連携する４自治体の首長や同法人の役職員も参加していただいたため、合同での行動として現地メディアへの訪問や、現地ジャーナリストの案内による日本統治時代の台湾の痕跡や日本と台湾との歴史的なかかわりなどを学びながら、当地域と台湾で共通する鉱山や鉄道に関連した施設の視察を行ってまいりました。

　　さらに、ことし２月に招聘した旅行エージェント６社を訪問し、訪日旅行の現状や東北地方旅行商品への集客状況などについて意見交換を交えながら、県北エリアへの誘客と旅行商品造成に向けた要請と情報発信を行ってまいりました。

　　本町を訪れる外国人観光客の大半は、台湾からの観光客であり、その多くは函館空港や仙台空港の発着を利用した周遊ルートであると考えております。現地旅行エージェントが販売する訪日東北地方の旅行商品の行程に、十和田湖が数多く組み込まれていることも確認できましたし、十和田湖畔の宿泊施設からも団体客はもとより、個人旅行客の予約も順調に推移していると伺っております。今後はその足で町中心部へ立ち寄っていただくための施策として、既存の二次交通のブラッシュアップや受け入れ態勢整備に注力していく必要があると考えております。

　　私としては、今回４回目の訪台となりましたが、小坂町・十和田湖の知名度は年々上昇していると感じておりましたし、来町する外国人観光客も年々増加している状況であります。この流れを順調に維持するためにも、秋田県及び秋田犬ツーリズムなどの関係団体や今回視察した鉱山や鉄道施設との関係構築を進め、継続的な情報発信を行いながら、さらなる誘客拡大に努めてまいりたいと思います。

　　以上をもちまして、私からの町政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　次に、教育委員会教育長。

○教育長（熊谷隆益君）　おはようございます。

　　教育行政について２点ご報告申し上げます。

　　最初に、平成30年度に小坂町立、鹿角市立の各小学校で使用する特別の教科道徳の教科書採択について話し合う鹿角地区教科用図書採択協議会の審議結果と、それに基づく町教育委員会の決定についてご報告いたします。

　　本採択協議会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、小坂町、鹿角市両教育委員会が協議して、同一の教科書を採択することを目的として設置されたものです。委員は、小坂町、鹿角市の全教育委員と保護者代表の合わせて12名で構成され、６月１日に採択協議会が設置されました。

　　平成30年度に小学校で使用する特別の教科道徳には、８社の教科書発行会社の発行する教科書があり、それぞれに工夫を凝らし、独自の特徴を見せています。

　　採択協議会では内容の取り扱い、工夫・配慮、構成・配列・表記の３つの観点から、鹿角地区の児童の生活・経験や興味・能力に適しており、豊かな人間性を育むためにふさわしいものかどうかを判断し、選び出すための調査・研究・審議が行われました。

　　審議される教科書の調査・研究を行うため、教員による教科用図書調査研究会を新たに設け、３回の調査・研究が行われました。調査研究会内でまとめられた内容については、７月24日に開催された第３回採択協議会において報告があり、質疑応答の後、審議が行われ、発行会社が決定されました。その後、町教育委員会が開催され、町として正式に採択決定いたしました。

　　来年度は、鹿角地区の各中学校で平成31年度に使用する特別の教科道徳の教科書について同様に審議される予定となっております。

　　次に、小坂小・中学校児童・生徒の活躍についてご報告申し上げます。

　　７月８日、９日に鹿角市のアルパスで開催された第40回鹿角ミニバスケットボール大会では、女子ミニバスケットボールスポーツ少年団小坂レッドウェーブが白熱した決勝戦を制して５年ぶりに優勝し、８月１日に開催された全県大会への出場を果たしました。全県大会では１回戦で惜敗しましたが、子供たちは10月の大会に向かって元気に練習を再開しております。

　　また、中学校では、小坂中学校吹奏楽部が７月９日に開催された全日本吹奏楽コンクール秋田県県北地区大会において金賞を受賞し、秋田県大会へ出場いたしました。結果は銅賞でしたが、昨年に引き続きの県大会出場で、日ごろの練習の積み重ねにより一人一人の技術が向上した結果と考えております。

　　なお、７月23日秋田県小学校バンドフェスティバルへ出場予定でした小坂小学校スクールバンド部は、残念ながら豪雨のためフェスティバルが中止となり、出場がかないませんでした。

　　しかし、このような児童・生徒の活躍は、保護者を初め、多くの町民に元気を、町に活気を与えてくれました。今後とも児童・生徒の活躍を広報「こさか」や小坂町ホームページなどを通じて多くの町民の皆様に届けながら、学校、家庭、地域の連携をより一層深めてまいります。

　　以上、２点につきましてご報告申し上げまして、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　これで、町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎認定第１号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君）　日程第４、認定第１号　平成28年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、決算内容及び別紙意見書の朗読についてはこれを省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提出理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　認定第１号　平成28年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

　　上程させていただきました一般会計と10の特別会計及び水道事業会計の平成28年度歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第２項の規定によります小坂町監査委員の審査を完了いたしましたので、同条第３項及び第５項の規定により、監査委員の決算審査意見書及び予算の執行実績と主要施策の成果報告書並びに地方自治法施行令第166条第２項に規定する決算附属書類とともに提出いたしますので、地方自治法及び地方公営企業法の規定により議会の認定を賜りたくお願い申し上げます。

　　それでは、平成28年度小坂町一般会計歳入歳出決算からご説明いたします。

　　一般会計歳入歳出決算は、平成27年度繰越明許費として議決をいただきました９件を含む予算額46億9,872万4,000円に対し、歳入決算額は45億3,920万1,909円、歳出決算額は44億653万6,097円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は１億3,266万5,812円の黒字となります。このうち、2,734万3,000円が平成29年度への繰越明許費の繰越財源となりますので、実質収支額は１億532万2,812円の黒字決算となりました。

　　次に、詳細を説明いたします。

　　歳入総額は前年度より２億8,640万9,000円、率にして5.9％の減少となりました。この要因の主なものは、法人町民税が２億円、70.6％、普通交付税が２億6,000万円、15％と、それぞれ大幅に減少したことにあります。

　　町税全体では、前年度比１億7,290万8,000円、19.9％の減となりました。

　　地方交付税、普通交付税と特別交付税を合わせて前年度比２億8,786万8,000円、13.4％の減となりました。

　　使用料は、小坂鉄道レールパークの使用料が増加したことから、総額で前年度比413万7,000円、6.5％の増となりました。

　　国庫支出金は、臨時福祉給付金補助金や社会資本整備総合交付金の増加により、前年度比4,463万5,000円、12.4％の増となりました。

　　県支出金は、あきた未来づくり交付金の増加などにより、前年度比5,462万4,000円、28.5％の増となりました。

　　寄附金は、ふるさと納税などの減少により、前年度比1,357万6,000円、23.1％の減となりました。

　　基金繰入金は、法人税や普通交付税の大幅な減少を受け、不足する財源を調整したことにより、財政調整基金と減債基金を合わせて、前年度比１億3,964万5,000円、51.8％の大幅な増加となります４億916万5,000円を繰り入れました。

　　町債は、都市再生整備事業債などの増があったものの、コミュニティーセンター建設事業債などの減により、前年度比3,356万5,000円、9.0％の減少となりました。

　　なお、普通交付税の補塡分として発行されます臨時財政対策債は、前年度比で4,766万5,000円、32.5％の減少となりました。

　　また、収入未済額につきましては、町税と使用料において発生しており、町民負担の公平性の確保と健全な財政運営を図る観点から、今後も厳正かつ的確な対応を講じてまいります。

　　次に、歳出でございますが、歳出総額は前年度より２億5,605万3,000円、5.5％の減となりました。この要因の主なものは、都市計画費が前年度比１億4,000万円増加したものの、財政調整基金積立金において平成27年度に６億円積み立ててあったものが、平成28年度は１億4,000万円の積み立てにとどまったことによるものであります。

　　目的別でありますが、前年度に対し、議会費が440万1,000円、5.9％の減、総務費が４億4,423万7,000円、32.5％の減、民生費が6,374万9,000円、7.6％の増、衛生費が1,400万1,000円、3.5％の増、労働費が９万5,000円、0.3％の増、農林水産業費が1,974万2,000円、11.9％の減、商工費が4,018万8,000円、16.8％の増、土木費が１億4,481万8,000円、24.3％の増、消防費が2,696万2,000円、13.7％の減、教育費が3,213万4,000円、9.8％の減、公債費が857万3,000円、2.0％の増となりました。

　　また、平成28年度末における地方債現在高は50億6,163万5,000円となり、前年度より5,844万4,000円減少いたしました。

　　一方、財政調整基金と減債基金を合わせた残高は、14億6,120万2,000円となり、前年度より１億6,486万5,000円減少いたしました。

　　次に、各特別会計の決算について申し上げます。

　　初めに、国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、予算額７億9,652万4,000円に対し、歳入決算額は８億339万8,856円、歳出決算額は７億7,990万5,703円で、実質収支額は2,349万3,153円の黒字となり、平成29年度へ繰り越しいたしました。

　　歳入の主なものは、国民健康保険税が前年度比2,143万8,000円、28.7％増の9,612万5,000円、国庫支出金が前年度比568万1,000円、3.2％増の１億8,264万3,000円、前期高齢者交付金が前年度比5,390万3,000円、30.1％増の２億3,301万2,000円、共同事業交付金が前年度比265万4,000円、1.7％の減の１億5,442万1,000円となりました。

　　また、一般会計からの繰入金は前年度比1,001万3,000円、22.9％増の5,367万6,000円でありました。

　　歳出の主なものは、保険給付費が前年度比632万1,000円、1.3％減の４億6,535万2,000円、後期高齢者支援金が前年度比509万9,000円、6.5％減の7,282万1,000円、介護納付金が前年度比631万6,000円、19.6％減の2,584万9,000円、共同事業拠出金が前年度比556万7,000円、3.5％減の１億5,492万1,000円となりました。

　　なお、交付金の大幅な増加や国保税の増収などにより、剰余金が確保できましたので、今後の財源調整に備え、国保財政調整基金へ3,502万4,000円を積み増ししたことから、年度末における同基金残高は6,292万8,000円となりました。

　　後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、予算額7,326万8,000円に対し、歳入決算額は7,265万6,154円、歳出決算額は7,248万4,354円であります。実質収支額は17万1,800円の黒字となり、平成29年度へ繰り越しました。

　　歳入の主なものは、後期高齢者医療保険が4,854万6,000円、一般会計繰入金が2,401万5,000円となりました。

　　歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金で7,195万4,000円となりました。

　　介護保険特別会計歳入歳出決算は、保険事業勘定が予算額７億1,309万4,000円に対し、歳入決算額は７億3,178万2,759円、歳出決算額は７億1,173万7,732円であります。実質収支額は2,004万5,027円となり、平成29年度へ繰り越しました。

　　歳入の主なものは、介護保険料が前年度比47万2,000円、0.4％増の１億3,059万3,000円、国庫支出金が前年度比111万5,000円、0.6％減の１億9,656万4,000円、支払基金交付金が前年度比1,862万6,000円、9.1％の減の１億8,539万4,000円、県支出金が前年度比534万5,000円、4.8％減の１億626万3,000円となりました。また、一般会計からの繰入金は前年度比939万3,000円、8.7％減の9,847万9,000円でありました。

　　支出の主なものは、保険給付費が前年度比4,004万6,000円、5.8％減の６億5,259万円、地域支援事業費が前年度比632万8,000円、34.1％増の2,490万8,000円となりました。

　　なお、保険給付費の減少などにより剰余金を確保することができましたので、今後の給付費の増加に備え、介護給付費準備基金へ990万円を積み増したことから、年度末における同基金残高は5,226万3,000円となりました。

　　次に、介護サービス事業勘定は、予算額518万1,000円に対し、歳入歳出決算額とも390万5,566円で、収支差引額はゼロであります。

　　なお、一般会計からの繰入金は158万4,000円となりました。

　　簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、予算額２億6,709万6,000円に対し、歳入歳出決算額とも２億6,700万9,633円で、収支差引額ゼロであります。

　　なお、一般会計からの繰入金は3,527万5,000円となりました。

　　平成28年度も野口地区と若木立地区の簡易水道統合事業により決算額は大きなものとなりましたが、平成29年４月からの上水道事業への統合により、簡易水道事業並びに同特別会計は平成28年度分が最後となりました。

　　歯科診療所特別会計歳入歳出決算は、予算額6,053万4,000円に対し、歳入歳出決算とも5,956万5,926円で、収支差引額ゼロであります。

　　収支の主なものでありますが、歳入が診療収入3,971万円、一般会計繰入金1,785万8,000円、歳出は診療所費が5,955万8,000円となっております。

　　中小企業従業員退職金等共済事業特別会計歳入歳出決算は、予算額171万3,000円に対し、歳入歳出決算額とも166万8,609円で、収支差引額ゼロであります。

　　収支の主なものは、歳入が共済掛金収入141万6,000円で、歳出は基金積立金165万7,000円であります。

　　平成28年度末における中退共基金の残高は5,237万5,000円となりました。

　　菅原ヤヱ奨学資金特別会計歳入歳出決算は、予算額205万5,000円に対し、歳入歳出決算額とも205万4,856円で、収支差引額ゼロであります。

　　文化基金特別会計歳入歳出決算は、予算額237万8,000円に対し、歳入歳出決算額とも237万7,276円で、収支差引額ゼロであります。

　　美術品の購入代金に充てるため、237万6,000円を文化基金から繰り入れましたので、平成28年度末における基金残高は218万8,000円となりました。

　　下水道事業特別会計歳入歳出決算は、平成27年度繰越明許費を含み、予算額３億1,915万7,000円に対し、歳入決算額は３億1,588万1,747円、歳出決算額は３億1,580万3,747円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は７万8,000円の黒字となりました。この７万8,000円全額が平成29年度へ繰越明許の繰越財源となりますので、実質収支額はゼロとなりました。

　　収支の主なものは、歳入が受益者負担金210万1,000円、下水道使用料4,295万1,000円、国庫補助金5,170万円、一般会計繰入金１億1,106万4,000円、町債１億670万円となりました。

　　歳出は、下水道建設費が前年度比281万5,000円、1.9％減の１億4,650万7,000円、公債費が１億2,445万7,000円となりました。

　　平成28年度も引き続き細越地区と細前田地区の下水道工事を行いました。

　　小坂財産区特別会計歳入歳出決算は、予算額335万2,000円に対し、歳入決算額が335万1,225円、歳出決算額が241万192円であります。

　　実質収支額は94万1,033円の黒字で、平成29年度へ繰り越しいたしました。

　　収支の主なものは、歳入が財産収入173万8,000円、繰越金153万3,000円、歳出は基金積み立て158万円となりました。

　　平成28年度末における基金残高は、小坂財産区財政調整基金が1,586万1,000円、財産管理運営基金が4,572万7,000円となっております。

　　最後に、公営企業会計であります水道事業会計決算についてご説明いたします。

　　収益的収入及び支出は、消費税を含んだ決算額で、収入総額が２億4,312万6,615円で、支出総額が２億2,209万1,712円となりました。この結果、消費税を除いて算定する損益計算書による当年度純利益は1,821万5,652円となり、前年度繰越利益剰余金が913万4,544円ありましたので、当年度未処分利益剰余金は2,735万196円となりました。

　　次に、資本的収入及び支出は、消費税を含んだ決算額で、収入総額が4,382万円で、支出総額が１億5,099万6,135円となりました。

　　なお、資本的収入において不足する額１億717万6,135円は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金で補塡いたしました。

　　以上、平成28年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の概要であります。

　　熊谷代表監査委員と小笠原監査委員からは、去る７月24日から７月28日までの日程で決算審査を行っていただき、８月３日に平成28年度小坂町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書を受領いたしました。

　　監査委員から指摘をいただきました事項につきましては、厳正に対処してまいりたいと考えております。また、議会の審議に当たりましては、決算書及び予算の執行実績と主要施策の成果報告書を提出させていただいておりますので、各般にわたってご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（目時重雄君）　お諮りいたします。

　　本件につきましては、質疑を省略し、直ちに10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、本件につきましては、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。

　　お諮りいたします。

　　ただいま設置されました決算特別委員会の委員選任につきましては、小坂町議会委員会条例第５条第１項の規定により、１番、鹿兒島巖君、２番、船水隆一君、３番、本田佳子君、４番、亀田利美君、５番、栗山忠三君、６番、宮信君、７番、小笠原正見君、８番、成田直人君、９番、椿谷竹治君、11番、熊谷聴君、以上10人を委員に指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、ただいま指名いたしました10人の諸君を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

　　休憩いたします。

休憩　午前１１時０５分

再開　午前１１時０６分

○議長（目時重雄君）　再開いたします。

　　休憩中にお諮りいたしましたように、決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果、委員長には産業教育常任副委員長の宮信君、副委員長には総務福祉常任委員長の船水隆一君とすることに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎報告第７号の上程、説明、質疑

○議長（目時重雄君）　日程第５、報告第７号　平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

　　職員に報告書を朗読させますが、諸表及び別紙意見書の朗読については省略いたします。

〔職員報告書朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提出理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　報告第７号　平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率について報告を申し上げます。

　　平成19年６月、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、町長は、毎年度健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で、その意見をつけて議会に報告し、公表することが義務づけられました。同法律第３条第１項及び第22条第１項の規定によりご報告申し上げます。

　　この判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、並びに公営企業にかかる資金不足比率の５項目が規定されており、地方公共団体における財政の運営状況について統一的な指標で明らかにし、財政の健全化が必要な場合は迅速な対応をとるために設定されたものであります。

　　７月28日に実施されました決算審査において、資料をもとに審査をいただいており、結果につきましては、決算審査意見書のとおりであります。

　　実質赤字額及び連結実質赤字額はありません。

　　実質公債費比率は13.3％、将来負担比率は123.7％となりました。

　　実質公債費比率は、平成27年度の13.2％と比較して0.1ポイント悪化し、将来負担比率は125.7％から２ポイント改善しております。

　　実質公債費比率は、借金の返済に係る元利償還金の財政負担の割合を判断するものであり、地方債の元利償還金のほか、一部事務組合負担金や公営企業会計への繰出金のうち起債の償還に充てたもの、公債費に準ずる債務負担行為が準元利償還金として幅広く算定に含まれております。

　　平成28年度の実質公債費比率は、分子において、一般会計の元利償還金が増加したものの、公営企業会計への繰出金の減少、控除分である普通交付税算入額が増加となったことから分子が小さくなり、分母においては、普通交付税が減となったものの、基準税収入額が増となったことにより、昨年度と大きな変動はなかったことから、単年度では0.41ポイント改善したものの、３カ年平均では0.1ポイントの悪化となったものであります。

　　将来負担比率は、一般会計等が将来にわたって負担していかなければならない額の負担の度合いがどれくらいなのかを示すもので、地方債現在高や債務負担支出予定額、さらには職員に対する退職金支払い額や一部事務組合等に対する公債費負担見込み額に係る支出の総額の標準財政規模に対する割合となっております。

　　平成28年度の将来負担比率は、分母において基金の取り崩しによる充当可能基金が減少したものの、分子において地方債の現在高、公営企業債等への繰り入れ見込み額、退職金支給額等が減少したことにより、2.0ポイントの改善となったものであります。

　　実質公債費比率が前年度比較では悪化という結果となりましたが、数値そのものに限ってみれば、町の財政は健全な状態にあると判断できるものと考えております。しかしながら、この４種類の比率は、全て算出する分母に標準財政規模を用いており、標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額や普通交付税の額に左右されることになるほか、さらに当町の場合、分子において公営企業会計への繰出金の増大等、分子を大きくする要因となることから、将来に備えて、引き続き歳出の抑制や計画的な基金の積み立てなど、中長期的な視点に立った財政運営が必要であると考えております。

　　最後になりましたが、公営企業である水道事業会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、いずれも資金不足額はありませんでした。

　　議員皆様におかれましては、今後も当町の財政運営にご指導いただきますようお願い申し上げまして、まことに簡単でありますが、報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　以上で、報告第７号は終了いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第８５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第６、議案第85号　社会福祉基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第85号　社会福祉基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

　　本議案は、昭和54年に故、池田チル様から100万円のご寄附のご厚志をいただきましたのを機に、将来の社会福祉に要する経費に充てることを目的として制定したものであります。

　　昭和54年から平成27年まで、個人、団体合わせて244件の善意の寄附申し出がありました。

　　これまで寄附申し出があった場合、条例別表の一部改正として議案を提出し、同意をいただいておりましたが、今後は、別表を削除し、寄附者については別に管理したいことから条例を改正するものであります。

　　また、運用について、処分事項を追加しております。

　　詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　町民課長。

○町民課長（細越浩美君）　議案第85号　社会福祉基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、内容をご説明いたします。

　　議案審議の参考１ページをごらんください。

　　新旧対照表でございます。

　　今回の改正の主な点は、条例別表の削除であります。

　　今まで、基金に寄附をいただいた都度、条例を改正し、寄附者の氏名及び金額を追加してまいりました。先ほど町長がご説明申し上げましたとおり、今まで個人、団体を含め244件のご寄附を頂戴し、その都度条例改正を行ってまいりました。また、先般議会に地域福祉基金の廃止を提案した際に、社会福祉基金について別表を別に管理すべきとのご指摘を受けましたので、今回、別表の削除を行い、それに関する文言の修正を行うものであります。

　　２条につきましては、基金の額について、設置当初の額であるため、この部分の削除と、別表に追加する旨の規定を削除するものであります。

　　あわせて、基金の歳入歳出について、一般会計で行う旨の規定を追加するものであります。

　　第３条につきましては、第２項を追加し、基金を活用する場合の目的を規定しております。

　　別表につきましては、先ほど説明したとおりで、全て削除するものであります。

　　簡単でありますが、議案第85号の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

　　10番。

○１０番（小笠原憲昭君）　本議案に関しましては、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

　　ただいまご説明をいただきましたように、福祉に関しましては、２つの基金がありました。地域福祉基金につきましては、これを廃止し、一本化をしていくというふうなことで、福祉に関して寄附をされる方の受け皿が整理をされたというふうに思っております。

　　さらに、事務的な簡素化を図るべきではないかというふうな意見を申し上げましたところ、早々にこれを取り上げていただき、整理をされたというふうなことからして、適切な処理だというふうに考えますところから、この件に関しては賛成をしたいと思います。

　　以上です。

○議長（目時重雄君）　そのほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第85号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第85号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第８６号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君）　日程第７、議案第86号　小坂町定住促進住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提出理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第86号　小坂町定住促進住宅条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

　　小坂町定住促進住宅条例は、平成26年３月町議会によってまとめられた若者定住に関する提言書を受け、平成27年３月に完成した単身向け若者定住促進住宅の管理運営をするため、それに先立ち、平成26年12月に制定されたものであります。

　　このたびの改正内容は、１点目が条例、別表第１に世帯向けの定住促進住宅として岩ノ下ハイツ４棟８戸分を加えており、家賃は月額６万円としております。

　　２点目は、町外者限定でありましたが、町内者を転出させないことも定住対策につながるとの考えから、町内者も入居できるよう、入居資格を見直しております。

　　３点目は、定住施策に関する町の考えを明確化するため、入居者の選考に際し、優先順位を新たに設けております。

　　４点目は、町が最優先で定住していただきたい世帯である子育て世帯、若者夫婦世帯の移住意欲を刺激し、応募を誘導するため家賃の控除を新たに設定いたしました。

　　以上、４点について条例の一部改正を行い、この条例を通して町に定住する人をふやし、活性化と人口増に結びつけようとするものであります。

　　詳細につきましては、建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　建設課長。

○建設課長（伏見俊一君）　それでは、小坂町定住促進住宅条例の一部を改正する条例制定につきまして、詳しく説明を申し上げます。

　　改正内容につきましては、大きく４点につきまして改正をしております。

　　初めに、議案審議の参考８ページをお開きください。

　　１点目は、条例の別表第１の改正後に小坂町定住促進住宅として岩ノ下ハイツ４棟８戸分を加えております。

　　家賃につきましては、木造住宅の耐用年数30年の中で家賃を幾らに設定したら総建設費を回収できるかといった計算と、町内の近傍民間アパート見合いから月額６万円といたしました。

　　戻っていただきまして、審議の参考６ページになります。

　　２点目は、これまで町外者の限定でありましたが、定住の観点から、町内者も入居できるようにするため、第３条第１項（１）で入居者資格を町内に新たに転入する者から定住を希望する者とし、入居資格を見直ししております。また、同じく（２）では、家族向けの住宅となることから、同居者要件を追加しております。ただし、従来の若者定住促進住宅につきましては、定住施策の意図するところにより、これまでどおり、新たに転入する単身の町外者限定としております。

　　次に、審議の参考７ページになります。

　　３点目は、第５条、入居者の選考におきまして、第１項に、入居者の選考に際し、優先順位を設ける条文を新たに追加しております。具体的な優先順位につきましては、小坂町定住促進住宅の施行規則第３条に定めておりますが、若者定住促進住宅入居者を最優先といたしまして、以下、町外者、18歳未満の子供のいる子育て世帯、45歳未満の世帯主の順番になっております。

　　入居者選考の際には、優先順位の高い順に入居が決定していき、入居枠の最後の１枠に複数の該当者がいたときのみ抽せんとなります。

　　４点目は、第８条、家賃の決定及び変更であります。第２項から６項におきまして、家賃の控除に関する条文を新たに追加いたしました。具体的な控除につきましては、審議の参考８ページの別表第３をごらんください。

　　控除額は、入居年度の４月１日現在で入居者と同居する18歳未満の子供のいる場合、１人につきまして月5,000円、世帯主の年齢が45歳未満の場合は月１万円を控除するものであります。先ほど説明の家賃６万円から控除額の合計を差し引いた額を月額家賃といたしますが、その額は３万5,000円を下回らないものといたします。

　　以上、小坂町定住促進住宅条例の一部を改正する条例制定につきましての説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　ただいま議題になっております議案第86号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第８７号の上程、説明

○議長（目時重雄君）　日程第８、議案第87号　平成29年度小坂町一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提出理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第87号　平成29年度小坂町一般会計補正予算（第４号）について、提案理由をご説明申し上げます。

　　今回の一般会計補正予算では、町道除雪経費や７月22日に発生した豪雨被害に対応する経費などを追加したほか、必要経費の調整額を補正しております。

　　その結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ１億4,097万5,000円を追加となり、補正後の歳入歳出予算の総額を42億7,320万9,000円にするものであります。

　　補正財源は、事業に関する国県支出金等の特定財源を充当したほか、一般財源として前年度繰越金と地方交付税等を措置しております。

　　また、東京電力株式会社に賠償請求していたうち、入湯税減収分について賠償金の支払いがあったことから、これらを予算措置しております。

　　詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　総務課長。

○総務課長（成田祥夫君）　私から、補正予算の内容について説明いたします。

　　８ページ以降の歳出の事項別明細書において、歳出及び対応する歳入について説明をいたしますので、まずは８ページをお開き願います。

　　２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費です。13節では、地方公会計制度に基づき、平成28年度会計決算から適用する財務書類作成業務委託料208万8,000円を措置しました。

　　４目財産管理費です。13節の業務委託料74万7,000円は、細前田地内で住宅に近接する町有地にある樹木の伐採等経費27万1,000円と十和田出張所等の除排雪作業分47万6,000円です。

　　５目企画費です。９節の費用弁償3,000円は、空き公共施設等活用に係る計画策定のため設置する小坂町空家等対策協議会開催に係る委員の交通費です。本計画を策定することにより、空き公共施設等の改修経費等に対し、国庫補助申請が可能となります。

　　職員普通旅費20万円は、上十三・十和田湖広域定住自立圏において、移住、定住施策を新たに共生ビジョンに掲げることを目的に、構成市町村担当者による先進地視察に係る経費を計上したものです。13節では、移住体験住宅２棟分の除排雪業務委託料21万9,000円を計上しました。

　　６目電子計算費です。13節の業務委託料615万7,000円は、今月10月から小坂町が町村共同化による基幹系システムに参加することから、マイナンバー等に係る中間サーバーコネクターを新たに構築する経費が生じたものです。

　　９目町史編さん費です。18節の図書費16万2,000円は、資料等の購入経費、庁用器具費27万7,000円は、資料をパソコンデータとして取り込む機器等を購入する経費です。

　　２項徴税費、２目賦課徴収費です。13節では、業務の効率化を目的に申告書データのネット送信を可能とするため、申告支援システム電子送信業務委託料19万5,000円を措置しました。14節の機械器具借料は、そのデータ送信用のパソコンとデータ通信端末機器の２カ月分のレンタル代金です。

　　４項選挙費、３目秋田県知事選挙費と４目町長選挙費です。秋田県知事選挙はことし３月23日に告知され、４月９日に執行されました。これに係る経費を精算し、合わせて97万7,000円を減額しています。財源内訳の国県支出金欄の92万4,000円の減は、その実績による県委託金の確定額で調整したものです。

　　町長選挙はことし４月４日に告示され、知事選と同日選挙を予定していましたが、無競争となったことから不用となった102万4,000円を減額しました。

　　５項統計調査費、１目統計調査費です。ここでは、工業統計調査及び就業構造基本調査に係る報酬単価及び県委託金の確定等に伴い、支出額を調整し、合わせて８万3,000円を追加したものです。

　　財源内訳の国県支出金欄の８万3,000円の増は、県委託金として工業統計調査分6,000円、就業構造基本調査分７万7,000円で確定額に合わせたものです。

　　３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費です。19節のあんしん除雪支援事業補助金は、生活弱者世帯の間口除雪を行う自治会を対象として交付するもので、１世帯当たり１万円の50件分を見込み、50万円を計上しました。

　　財源内訳の国県支出金欄の193万3,000円は、福祉総合計画策定に充てる国の地域子供の未来応援交付金192万7,000円と特別弔慰金事務県補助金が確定し、6,000円を追加したものです。

　　また、福祉総合計画策定の財源として、当初予算では地域福祉基金繰入金を充当していましたが、国の交付金が充てられることから、その相当額192万7,000円を減額しています。この地域福祉基金繰り入れ分については、６目においてゆーとりあ改修事業に充てることとして組み替えでおります。

　　５目障害者福祉費です。９目の費用弁償６万円は、相談支援従事者初任者研修に参加する２名分の旅費を措置し、19節ではこの研修に参加するための負担金として２万円を措置しました。23節の国庫補助金返還金は、前年度の障害者自立支援分と障害児入所給付分に係る国庫負担金について、その精算により合わせて105万7,000円の返還が生じることから予算化したものです。

　　財源内訳の国県支出金欄の３万6,000円は、前年度の育成医療分と厚生医療分として措置された国庫負担金です。

　　９目臨時福祉給付金給付費です。23節において、前年度分の精算により国庫補助金を37万6,000円返還するものです。

　　10ページに移ります。

　　２項児童福祉費、１目児童福祉総務費です。23節の前年度の児童手当国庫補助金22万4,000円は、実績により確定した額で精算するものです。

　　財源内訳の国県支出金欄の１万7,000円の減は、子供の貧困対策に関する体制づくりに係る国の地域子供の未来応援交付金分の確定によるものです。

　　４款衛生費、２項清掃費、２目塵芥処理費です。11節の修繕料の５万円は、不燃物処理場にあるブルドーザーの修理代です。

　　６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費です。９節の職員普通旅費は、ふるさと小坂会でのワインを含む町特産品のＰＲ活動のための２人分の旅費です。19節の補助金です。元気に農業夢プラン実現事業は、牛１頭を購入する農家に対して、県補助金30万円と町の協調補助７万5,000円を加え、37万5,000円を補助するものです。

　　財源内訳の国県支出金欄の30万円は、この事業に係る県補助金分です。

　　水田利活用向上事業と戦略作物種子購入事業は、対象となるソバ作付面積が393ａ増加となったことから、これに見合う刈り取り補助金35万4,000円と種子購入補助金24万8,000円をそれぞれ追加するものです。飼料用米作付支援事業は、作付面積の実績により60万2,000円を減額しています。

　　５目農業経営基盤強化促進費です。19節の新規農業者経営開始支援事業は、青年新規就農者が円滑な経営を開始するため必要な施設、設備等の導入に対して支援するもので、今回はブドウのハウス栽培に取り組む者に対して、63万1,000円を補助するものです。この事業は、県が町を経由して補助する制度であることから、財源内訳の国県支出金欄に63万円を措置しています。

　　６目ブドウ栽培振興対策費です。９節の費用弁償５万円は、ワイナリーの竣工式典の来賓の旅費で、職員普通旅費４万円は小坂産ワインのＰＲのため、秋田市で開催されるワインフェスティバルに参加する際の２泊２名分に係るものです。

　　11節の光熱水費13万3,000円は、ブドウ保冷庫の電気料に不足見込み分を補正するものです。修繕料10万円は、管理棟及びブドウ棚の補修に係る分です。

　　８目農地費です。19節の小坂町土地改良区に対する補助金は、万谷地区の圃場においてのり面補修と側溝かさ上げに係る経費に対するものです。

　　２項林業費、１目林業振興費です。16節の資材費は、林道維持のための砕石購入の経費が不足することから５万円を追加するものです。

　　７款商工費です。１項商工費、観光費からです。８節の報償金２万1,000円、11節の印刷製本費３万5,000円、13節の業務委託料76万円のうちの32万4,000円は、小坂町のマスコットキャラクターを決定するため、公募による入賞作品に対する商品代と、キャラクターを決定するため行う投票のための用紙印刷代、そして、キャラクター決定後のデザイン作成委託料を措置したものです。合わせてキャラクター作成に係る予算は38万円となっています。

　　９節の職員普通旅費６万4,000円と業務委託料76万円のうちの43万6,000円の合わせて50万円は、全国町村会が主催し、東京で開催する町村の魅力を訴えるイベントに参加するための経費です。このイベント参加経費については、秋田県町村会から50万円が助成されます。

　　財源内訳のその他欄にこの50万円を計上しています。

　　11節の消耗品費は、不測の事態により立ち入り禁止箇所が生じた際のバリケード等の購入代金として７万2,000円措置したものです。

　　修繕料の100万円は、観光施設の小破修繕予算に不足が生じ、追加するものです。

　　５目小坂鉱山事務所費です。11節の修繕料は、天使館の線路側の土台付近の外壁の傷みが著しいことから、これを補修する経費49万7,000円を計上しました。

　　８款土木費、２項道路橋りょう費、１目道路橋りょう維持費です。11節の修繕料100万円は、草刈り用重機の修繕等に係るものです。この目のその他の補正は、町道除雪に係る経費１億1,038万8,000円を計上しました。

　　主な除雪体制については、昨年度と同様、小坂町まちづくり株式会社に委託する体制として予算措置しています。昨年度の９月補正予算と比較し、201万2,000円の増となっています。これは、大地地区において自治会に小型ローダー１台を貸与し、地区内の除雪を委託する方式をモデル事業として実施することとし、その経費の増が主な要因であります。このほか、業者等への路線委託、凍結防止剤散布作業、自治会の要望に応じた除雪デーへの対応等の経費もここで措置しています。

　　４項都市計画費、２目公園管理費です。11節の修繕料22万円は、藤倉児童公園にあるローラー滑り台修繕に係るものです。

　　５項住宅費、１目住宅管理費です。12節の諸手数料24万円は、南あけぼの、南つつじ平にある遊具の撤去代です。13節の業務委託料27万円は、空き家となっている町営住宅等周辺等の除雪に係る経費です。

　　15節の施設改修費は、７月22日の豪雨により屋根が崩落した渡ノ羽町営住宅２棟を早急に修繕するため、既存予算から流用して対応していたことから、当初予算で措置していた細前田住宅屋根ふきかえ及び北あけぼの、南あけぼの住宅の屋根修繕に係る経費等の不足分を改めて予算措置したものです。なお、渡ノ羽住宅補修に係る経費については、現在、保険の申請をしているところです。

　　12ページに移ります。

　　９款消防費、１項消防費、２目非常備消防費です。女性消防団員が新たに２名入団したことから、その制服を購入する経費９万円を措置しました。現在の女性消防団員数は、この２名を含み３名となります。

　　10款教育費、２項小学校費、１目学校管理費です。13節の業務委託料54万円は、給食棟及び玄関の雪おろし作業に係るものです。

　　４項社会教育費、２目生涯学習費では、読書活動推進パートナー事業として、企業団体の購入する図書代金等を補助することとしていましたが、町が図書を購入して貸与することとし、15万円を節の組み替えを行っています。

　　３目芸術文化振興費です。13節の業務委託料20万2,000円は、中小路の館の雪おろし作業に係る分です。

　　４目社会教育施設管理費です。11節の修繕料20万円は、セパームにおける小破修繕経費です。

　　13節の業務委託料76万5,000円は、川上公民館及び十和田分館である旧十和田小・中学校の雪おろしに係る経費等です。

　　６目図書館費です。13節の業務委託料は、図書館の屋根からの雪おろしに係る経費です。

　　５項保健体育費、３目屋内温水プール費です。11節の燃料費50万4,000円は、重油代の不足分を追加するものです。

　　11款災害復旧費、１項公共土木施設災害復旧費、１目現年発生災害復旧費です。ここでは、７月22日の豪雨の災害復旧費を計上し、15節では堀内川河床整備工事費110万2,000円を、22節では渡ノ羽町営住宅の屋根崩落で被災した家財に係る賠償金55万円を措置しました。なお、賠償につきましては、その金額が確定し、和解した際には、その件について専決で対応させていただきます。

　　次に、６ページ、７ページをお開きください。

　　今説明した以外の歳入について説明いたします。

　　19款諸収入の雑入において、東京電力からの賠償金323万3,000円を計上しています。これは、東日本大震災での原発事故に起因する温泉地域での入湯税の減収分について賠償されたものです。町では、このほか原発事故に起因する各種検査費用や観光支援費用等のほか、環境協力金の減収分など約2,377万円を賠償請求し、これまで空間放射線量測定機器購入費に係る69万6,000円が支払われているところです。今回、全国一律に賠償している入湯税の減収分が支払われたものです。

　　これまで説明しました歳出歳入の補正予算において不足する一般財源については、９款地方交付税で、普通交付税9,939万2,000円と18款繰越金3,580万8,000円を措置し、収支の調整を図っています。

　　普通交付税は、町長の町政報告にあった17億512万6,000円の決定額のうち、15億9,939万2,000円を予算措置していることから、今回の補正後における留保財源は１億473万4,000円となります。留保財源については、今後の補正財源とするほか、当初予算において財政調整基金からの繰入金が多額であったことから、その調整を図る財源としたいと考えております。

　　また、繰越金については、今回の補正で全額予算化しているところです。

　　以上、私からの説明を終わります。

○議長（目時重雄君）　議案第87号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第８８号の上程、説明

○議長（目時重雄君）　日程第９、議案第88号　平成29年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提出理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第88号　平成29年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について、提案理由をご説明申し上げます。

　　本補正予算は既決予算額に歳入歳出とも2,553万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を８億69万円にするものであります。

　　歳出補正の主な内容は、保険給付費の増加が見込まれることから、一般被保険者療養給付費を1,634万7,000円、一般被保険者高額療養費を500万円、それぞれ追加し、平成28年度療養給付費負担金及び平成28年度特定健康診査保健指導負担金の実績に基づく返還金充当分として償還金418万5,000円を追加するものであります。

　　歳入につきましては、退職者医療療養給付費等交付金の追加交付が決定したことから、療養給付費交付金過年度分として204万円、前年度繰越金として2,349万2,000円をそれぞれ追加しております。

　　以上、まことに簡単でありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　議案第88号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第８９号の上程、説明

○議長（目時重雄君）　日程第10、議案第89号　平成29年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提出理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第89号　平成29年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、提案理由をご説明申し上げます。

　　これは、既決予算額に歳入歳出とも17万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,111万7,000円にするものであります。

　　歳出につきましては、その見込みから２款後期高齢者医療広域連合納付金を７万円、３款還付金を10万円、それぞれ追加するものであります。

　　歳入につきましては、前年度繰越金として17万円を追加しております。

　　以上、まことに簡単でありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　議案第89号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第９０号の上程、説明

○議長（目時重雄君）　日程第11、議案第90号　平成29年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提出理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第90号　平成29年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第１号）について、提案理由をご説明申し上げます。

　　保険事業勘定の既決予算額に歳入歳出とも2,004万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を７億8,389万円にするものであります。

　　歳出補正の主な内容は、３款地域支援事業費について、１項１目介護予防事業費において介護予防のための運動支援ボランティアを養成する講座の小坂町社会福祉協議会への委託料25万円を、訪問型、通所型サービス費が増加していることから192万円を、２項１目包括的支援事業費において各種研修参加に係る費用等として43万6,000円を、６款諸支出金において平成28年度介護給付費及び地域支援事業費の実績確定に伴い、国及び県負担金の返還金充当分として1,743万8,000円をそれぞれ追加するものであります。

　　歳入につきましては、前年度繰越金として2,004万4,000円を追加しております。

　　以上、まことに簡単でありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　議案第90号につきましても、本日は提案理由の説明のみといたします。

　　昼食休憩いたします。

　　再開は午後１時といたします。

休憩　午前１１時５９分

再開　午後　１時００分

○議長（目時重雄君）　午前中に引き続き会議を再開いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第９１号の上程、説明

○議長（目時重雄君）　日程第12、議案第91号　平成29年度小坂町水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提出理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第91号　平成29年度小坂町水道事業会計補正予算（第１号）について、提案理由をご説明申し上げます。

　　本補正予算は、資本的支出において建設改良費の既決額２億942万3,000円から1,595万1,000円増額し、２億2,537万4,000円にしようとするものであります。

　　その内容は、藤原地区配水管布設工事実施設計費1,167万4,000円、内ノ岱浄水場改修工事実施設計費427万7,000円の業務委託料であります。

　　藤原地区小規模水道は、昭和62年に竣工いたしましたが、現況では不安定な水源及び配水管の老朽化により、道の駅やまんまランドへの安定給水に不安があり、短期的に安定した水源を確保する必要があると判断しました。安定した水源を確保する最も経済的な方法として、近接する既存上水道である鴇地区配水管から分水し、町道上向１号線経由で樹海ラインに至る約３㎞を新たに配水管を布設しようとするものであります。

　　また、内ノ岱浄水場は、現況４基の緩速ろ過池が稼働しており、うち昭和43年に竣工時から稼働している２基について、ろ過材の汚れや劣化によりろ過流量が減少し、今後も安定した水量の供給を図ることが困難であることから、ろ過材の入れかえやろ過池の補修を計画しております。

　　今後も安定して安心・安全な水道水を町民に提供するために、管理施設について、短・中・長期的視点から見直しをかけておりますが、優先度が高いこの２カ所について今年度に実施設計を行い、来年度、工事を実施したいと考えております。

　　以上、まことに簡単でありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　議案第91号につきましても、本日は提案理由の説明のみといたします。

────────────────────────────────────────────

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君）　以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

　　本日はこれをもって散会いたします。

　　なお、次の本会議は９月６日午前10時から再開し、一般質問を行います。

散会　午後　１時０５分